

# 特定粉じん作業従事者特別教育 案内書

## 法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条及び粉じん障害防止規則第22条の規定により、特定粉じん作業に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

## 【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第29号

- ・粉じん障害防止規則の第二条第一項第三号の特定粉じん作業に係る業務
- 粉じん障害防止規則第22条
- ・事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならない。

## 【特定粉じん作業・粉じん障害防止規則の発生源とする作業(抜粋)】

- ・坑内において、鉱物等を動力により掘削する箇所
- ・鉱物等を動力により破砕し、粉碎し、又はふるいわける箇所
- ・鉱物等をコンベヤーへ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所
- ・屋内の、岩石又は鉱物を動力により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
- ・屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
- ・屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所
- ・固定されたグラインダーによる金属研磨する箇所
- ・アーク溶接の金属ヒューム発生する箇所



## 申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認ください。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

## 受講資格

特になし

## 講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間	粉じんに係わる疾病及び健康管理	1時間
作業場の管理	1時間	関係法令	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	0.5時間		
(合計 4.5時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

## 受講料

単位:円

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	7,700	880	8,580
会員	6,600		7,480

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

## 修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)